

◇泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、農業問題について伺います。

政府が進める農政改革についてですが、安倍政権は農業委員会・農業生産法人・農協の見直しをセットで断行する方針を打ち出し、来年の国会で成立させるとしています。この改革は安倍首相の日本を世界で一番企業が活躍しやすい国をつくる成長戦略の一環として日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業のもうけのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提案しています。

農業委員会の公選制を廃止し、市町村長の任命にすることや意見の公表権利などを法律業務から除外することは、農家の代表機関という基本的性格を否定するものです。農家の声を農政に届ける役割も否定され、農政の下請機関に変質させられることになりかねません。

また、農業生産法人の資格要件などを大幅に緩和することは外資を含めた農外企業の農地支配の道が大幅に広がります。地域の共同資源である農地がもうけの手段とされ、地域農業や農地の荒廃につながるおそれがあります。

さらに農協の改革です。JA中央会の見直し、全農の株式会社化、単位農協から信用共済事業を分離することや準組合員の事業利用の制限など実質農協解体につながるものであり、地域社会にも大きく影響するものです。ことしは国連が定めた国際家族農業年です。食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮には大小多様な農家の存在が欠かせないと思います。その点でも農業委員会や農協の果たすべき役割は、ますます大事だと思います。この改革が実行されれば地域に与える影響は大変大きいと思いますが、この改革について町長の見解をお伺いいたします。

米価暴落の影響について伺います。

本年産あきたこまちの概算金が1等米60キロ当たり8,500円と決まりました。前年より3,000円低い過去最低額となったことで農家から、下がると覚悟していたがショックだ、このままではやっていけない、意欲もなくなるなどの声がたくさん出されています。米価暴落の町への影響額はどれくらいになるのか伺います。

そもそも、この間の米価の下落は2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の食料部会で、ことし6月末の在庫が2年前に比べて75万トンもふえる見通しを政府が認識しながら何ら対

策を講じてこなかったことにあります。主食の米の需給と価格の安定を図ることは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然です。国に対し、緊急に過剰米処理を実施するよう求めていくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたが、農業における規制改革の目的と検討の視点についてですが、農業者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地が顕在化してきている中で、将来において競争力ある農業、魅力ある農業をつくり、農業を成長産業化していくことと私も伺っております。

その目的、視点を踏まえて具体的に提起された検討項目が議員がおっしゃいました3点に加えて農地中間管理機構の創設という項目もあるわけですが、既に動き出している農地中間管理機構の状況を把握いたしますと、議員ご発言のような企業進出を最優先し、家族経営中心の営農スタイルを根本から覆すというような業務内容とはなっておりません。また、議員ご発言の3点についても、まだ法案化されておきませんので、具体の影響を現時点で責任をもって論ずることができませんが、断片的に伝わってくる内容からしますと、議員ご発言のような意図、方向で取り組むものでは決してないと私は理解しております。

また、特に家族経営と対比される農業生産法人についてですが、歴史が古く、昭和37年5月改正の農業協同組合法により農事組合法人が創設されるとともに、同年改正の農地法によって農業生産法人が創設されております。その後何回かの改正を経て、平成12年からは株式の譲渡制限を行う株式会社も一定の要件を備えれば農業生産法人になれるようになっておりますので、既に農業者の自由意志によって多様な経営スタイルを選択できる環境になっておりますほか、非農業者も参画可能な制度になっておりますことに改めてご理解をお願いいたします。

ご質問の2点目についてですが、平成25年産米の在庫と需要の減少により今年産米のあきたこまち1等米の概算金が先ほど来お話しありますが、JA全農あきたにおいては60キログラム当たり8,500円と決定されたことは議員もご承知のとおりで、今年度の精算金を含めたとしても大幅な下落が見込まれるため、私も心配しております。

この状況での影響額についてですが、経営所得安定対策で把握している町の主食用水稻作付面積基準反収により平成26年産の主食用米の生産数量を算出して試算してみますと、町全体では25年産米に比べ、およそ10億5,000万円が減少する試算結果となります。しかし、国では収入減少に

よる農業経営の影響を緩和するために米畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策、それとならし移行のための円滑化対策が制度化されており、その制度により補填されるとすれば結果的に影響額は4億円ほどではないかと試算しているところです。

また、国への働きかけについてですが、米価は需給バランスで決定される市場原理の仕組みですし、過剰米の処理については大凶作だった平成5年産米のようなこともありますので、一定の慎重さが求められるものと存じます。また、こうしたことを踏まえ、目先の米価調整の目的のために過剰米処理を要望していくことは価格安定のために制度不安定を是認するという意思、巷間言われております猫の目農政を肯定する意思にも捉えられかねないという危惧もあるところです。

したがって、概算金の状況を踏まえ、まずは本年産米へのならし対策などに伴う補填ができるだけ速やかに実施されるように要望していくとともに、過剰米の緊急処理というよりはT P P問題の帰趨も見定めた上で、今後の営農の継続性を担保しやすい新たな支援策を検討してもらうよう多様な機会を通じ要望してまいりたいと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） いろいろな、先ほど来切実な、深澤議員の農家としての米価暴落の切実な声もありました。町長のお話もよくわかりますけれども、今緊急に求められているのは過剰米処理を求めていくことではないかということで、過去にも国に対し、いろいろ要求運動が強まって、その結果国が対策をとったという例があるようです。2009年産の米価が大暴落したときにはJ A全農が概算金を、7,000円というのを打ち出して大変だということになったわけですがけれども、翌年、政府が合わせて34万トンの備蓄米を追加買い入れを行って米価下落に歯どめをかけたと、そしてJ Aも概算金を上乗せしたという、こういう例があるようです。

このほか、政府は米価暴落対策については民間で決めるものだというような、そして価格に影響を与える対策は行わないということをしてきてきているわけですがけれども、今の緊急の状況ですので、世論を大きくしていった2009年度の際の米価暴落のときのような対策をさせていく、世論を盛り上げて国を動かしていくということが大変今求められているのではないかと、こういう立場で質問をしたところです。答弁ありましたら、お願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたしますが、国が備蓄米としてさらにふやせよというご趣旨ですね。（「買い入れ」の声あり）国が買い入れるということは国が備蓄米として

備えるという趣旨で捉えさせていただきますが、今の米価の状況が古米の放出を含めてきつと価格形成されているのではないかというふうに存じますので、政府が買い上げることによって米価が上がるという観点で本当にいいのかというところは議論があるところだろうと思います。

町としては、先ほど言いましたとおり、そうした国が行うことについて町としては、例えば平成5年のように来年度大凶作だった場合、その放出され方と申しますか、処理のされ方によっては大きな懸念も生ずるということで、現段階においては、まずは皆さん方が求められているのは所得が減ることに対して、どういう形で来年の再生産が可能かということが課題だろうと思いますので、せつかく国がつくっているならし対策あるいはならし移行に向けての円滑化対策によつての補填を、できるだけ早期にやることによつて、先ほど議員も再質問でおっしゃいましたが、秋の支払いにできるだけ円滑に備えるということが緊急なことではないかと存じますので、そうした観点での対応を要望してまいりたいと思っています。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「次の質問」の声あり）

質問途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前10時56分）

---

（午前11時06分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番目の質問に入らせていただきます。

○9番（泉 美和子君） ロタウイルス胃腸炎予防ワクチン接種費用の助成について質問いたします。

ロタウイルス胃腸炎は乳幼児に多く起こるウイルス性の胃腸炎です。冬から春にかけて流行し、突然の嘔吐や白っぽい水のような下痢を起こし、脱水やけいれんが見られることもあります。5歳までにほとんどの子供が感染すると言われており、乳幼児では重症化しやすい胃腸炎と言われています。ロタウイルスワクチンはロタウイルスの病原性を弱めて増殖させ、生成したシロップ状の飲むワクチンで、2回接種するものと3回接種のものがあります。ワクチン接種により点滴や入院が必要になるなどの重症例を90%減らすことができるとされています。予防接種費用は1人1万円前後と高額ですが、接種を希望する方がふえているとのことです。全国的にも独自助成を行う自治体がふえてきていますが、県内ではにかほ市や由利本荘市、八峰町でワクチン接種費用の助成を行っています。乳幼児の健やかな成長を願い、感染症予防対策として当町でも

ロタウイルスワクチン接種費用の助成を求めるものですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ロタウイルス胃腸炎については、議員ご説明のとおりですので答弁を割愛いたしますが、美郷町内での罹患状況は平成25年度中にこども園在園児でロタウイルスが原因とされる胃腸炎で休園した子供が14名でした。なお、平成26年3月1日現在の在園児数は598名です。

さて、これを予防するワクチンの接種ですが、予防接種法による国の提起接種には現在になっておらず、被接種者の判断による任意接種という位置づけであることは議員もご承知のとおりです。ロタウイルスワクチンに関する国での検討状況ですが、今後入院状況や副反応、費用対効果などのデータを収集の上、厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会で報告書を取りまとめることになっていると伺っており、接種を促進するか否かの結論は、まだ先になる模様です。

また、自治体による公費助成の実施状況ですが、8月現在県内でのワクチン接種に対し助成を実施しているのは厚生労働科学研究においてロタウイルス調査が行われた管内にあります、先ほど議員もご説明ありましたが、にかほ市、由利本荘市の2市に八峰町を加えた3自治体となっており、全国的に見ても100程度の自治体となっているようです。

各自治体での公費助成がこうした状況にある背景には、先ほど述べましたとおり国が接種を促進するか否か結論が出ていないこと、またこれまでの予防接種における副作用の発生事例なども踏まえると国の結論が出ていない状況では安易に促進できないという理由があるものと存じますが、いずれまだ一般的に助成が行われている状況ではありません。

こうしたことを踏まえますと、美郷町としてはロタウイルスワクチンの接種助成を検討する状況には至っていないものと判断し、まずは国の動向や副作用などの報告状況等を注視するとともに、町内医療機関の医師からも見解等をいただくなど各般にわたる情報収集に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）はい。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

○9番（泉 美和子君） 最後に、子ども・子育て支援制度について質問いたします。

新制度が2015年度から施行されることに伴い、今議会でも条例提案がされています。そもそも新制度は保育の市場化を目指した保育所制度改革をベースにしたものですが、民主党政権下でこれに幼稚園との一体化が加わり、さらには教育制度改革など政治的な思惑が絡み合

った結果、非常に複雑なものになっているという問題が専門家からも指摘されているものです。いずれにしても、当町の保育行政においては格差のない保育教育の推進、現行水準を後退させず拡大を図るという立場で臨んでいただきたいと思います。

そこで質問いたします。新制度では保育の利用に際して市町村が保護者の就労に応じて保育の必要性と必要量を認定することになっています。子供にとって必要な保育が受けられなくなるおそれがないのか危惧するところです。これまでとどのような違いが出てくるのか伺います。

保育料についてですが、新制度でも応能負担が維持されましたが、もともと国の基準額が高額です。今後も軽減措置を後退させないよう、これまで町で行ってきた独自軽減措置の維持を求めるものです。また、新制度では保育所ではこれまで認められていなかったオプション保育の上乗せ徴収ができるようになったとされていますが、保護者の負担増とならないよう保育に必要な費用は実費上乗せ徴収はしないよう求めるものですが、以上についての見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ご質問にお答えいたします。

保育の必要性と必要量を認定することについてであります。子ども・子育て支援法では保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっております。保育の必要性の認定については、保育を必要とする理由、保護者の就労時間、そのほかに特別な事情があるかどうかなどを総合的に判断して行っております。今回の制度改正においては、これまでの保育の実施基準に加え、新たに4つの基準が明確化されました。

その1つ目は求職活動、2つ目は職業訓練校などへの就学、3つ目は虐待やドメスティックバイオレンスのおそれがあること、4つ目は育児休業時に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であることの4点であります。

本町においては、これまでとの比較をしてみますと、求職活動中の方や育児休業中の方にも利用しやすい環境に整えられることとなります。

また、保育の必要量については、これまでは1日11時間まで利用できる保育標準時間利用の区分だけでしたが、新たにパートタイムの就労を想定した1日8時間まで利用できる保育短時間利用の区分が加えられました。このことにより保育短時間利用者の保育料負担

は、若干ではありますが少なくなることとなります。

2点目のご質問についてであります。町独自の軽減措置の継続等についてで、本町の保育料の軽減措置といたしましては所得税課税世帯に対し、県のすこやか子育て支援事業では4分の1補助であるところを町独自で上乗せ補助を行い、3分の1補助としております。来年度から新制度に移りますが、町といたしましては保護者の負担軽減の観点から当面は上乗せ補助を継続してまいりたいと考えております。

また、通常の保育のほかに特色ある保育、オプション保育を行った場合などの保育料の上乗せ分の徴収については、現在のところ考えておりません。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません。終わります」の声あり）はい。

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。